

神戸市立伊川谷中学校部活動に係る活動方針 [平成30年6月1日]

1 部活動の意義・目的

伊川谷中学校の部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味や関心等を深く追及し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸ばしたり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。また、生涯にわたってスポーツや文化、芸術等に親しむ力を養い、学習意欲の向上や責任感、連帯感、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。

2 部活動のあり方

成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底とし、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、専門的な知識を有する部活動指導員を活用し、より充実した部活動の実施を目指す。

3 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが安全で楽しい部活動のルール作りをし、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

(1) 活動計画

伊川谷中学校の方針に則り、顧問は毎月の活動計画作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安全・安心に活動を行い、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。

(2) 活動時間および日数について

① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は毎週水曜日を休養日とする。週休日等は、休養の日としなければならない。なお、活動を行う場合でも、少なくとも1日以上は休養日とし、事前に保護者の同意を得て、校長が許可する。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。

② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分に休養を取ることができるとともに、1週間以上の休養期間を設ける。

③ 1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないように十分に配慮し、計画的に実施する。

④ 早朝練習は、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に確保できないことから、やむをえない場合以外実施しない。

⑤ 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

⑥ 対外試合等による郊外への移動については公的交通機関を利用し、集合及び解散場所は校区内を原則とし、教員または校長が認める部活動指導員の引率を厳守する。

4 本年度の部活動

① 本年度設置する部活動について

運動部：野球部・陸上競技部(男女)・バレーボール部(男女)・バスケットボール部(男女)
ソフトテニス部(男女)・卓球部(男)・水泳部(男女)

文化部：吹奏楽部・美術部・放送部・生活文化部・演劇部・技術コンピュータ一部

② 神戸市立中学校拠点校制度

本校にない以下の部活動において、原則として昨年度参加者と新1年生を対象として、この制度を活用することができる。

柔道・剣道・体操・相撲・バドミントン・硬式テニス・卓球(女子)

③ 年間完全下校

3月～9月・・・18:00

10、2月・・・17:30

11月～1月・・・17:00

④ 考査期間中の部活動

原則として定期考査一週間前は活動停止期間とする。(公式戦がある場合のみ承諾を得て特別練習を1時間程度行うことができる。)

⑤ 土・日・祝日などの警報発令時の部活動について

朝7時の段階で神戸地域に「暴風」「大雨」「洪水」の警報発令時は午前中の活動中止とする。

午前10時現在、警報が解除された場合は、13時より活動可能とする。

午前10時現在、警報発令中の場合、部活動は中止とする。

学校で部活動中に警報が発令された場合、すみやかに下校をさせる。

⑥ 部活動の服装

運動部の場合は、体育授業時の服装で活動する。

ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。

休日の練習や試合などでは、登下校についても同様とする。